

改 正 後	改 正 前
<p><u>(繰延ヘッジ処理の表示)</u></p> <p><u>2-3-59 繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次のことを記載することに留意する。</u></p> <p>(1) <u>規則第27条の8第1項及び第2項《繰延ヘッジ処理に係るヘッジ対象資産等の明細の記載》に規定する記載事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;">イ <u>2-3-46《ヘッジ手段の指定の単位》に定める「指定の単位」の具体的な内容</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ロ <u>2-3-48《有効性判定の方法》の取扱いの適用を受ける場合には、有効性判定から除いたもの内容</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ハ <u>2-3-49《有効性判定の時期》の取扱いにより、一事業年度より短い周期で有効性判定を行う場合には、その有効性判定を行う周期</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ニ <u>2-3-57《包括ヘッジ処理の要件》の取扱いの適用を受ける場合には、ポートフォリオとして取り扱うものの明細</u></p> <p style="padding-left: 2em;">ホ <u>繰延包括ヘッジ処理を適用する場合には、2-3-58《包括ヘッジ処理における決済損益額の配分》に定める繰延ヘッジ金額を各ポートフォリオ構成資産等に配分する基準</u></p> <p>(2) <u>同条第3項及び第4項に規定する記載事項</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>令第121条第2項《繰延ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定》に規定する特定事由に係る部分を算出する方法</u></p> <p>(注) <u>繰延ヘッジ処理に関する帳簿書類には、法人が、規則第27条の8各項に規定する事項及びこの取扱いに定める事項を一括して記載した帳簿書類(これらの事項のうち会計処理方針として定めたものを記載した帳簿書類を含む。)も含まれる。</u></p>	<p>(新 設)</p>

(繰延ヘッジ処理等を適用している場合における負債利子の額の計算)

2-3-60 金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で繰延ヘッジ処理又は特例金利スワップ取引等（規則第27条の7第2項《金利スワップ取引等の特例処理》に規定する取引をいう。以下2-3-60において同じ。）を行っている場合の法第23条第3項《負債利子の控除》に規定する負債の利子及び令第142条第6項《共通費用の配賦》に規定する共通費用に含まれる負債の利子の計算は、当該繰延ヘッジ処理による繰延ヘッジ金額に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、支払利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎とするのであるから留意する。

(時価ヘッジ処理に係る取扱い)

2-3-61 法第61条の7《時価ヘッジ処理による利益額又は損失額の計上》の規定（以下2-3-61において「時価ヘッジ処理」という。）の適用は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次による。

- (1) 令第121条の6第1号《時価ヘッジ処理における売買目的外有価証券の評価額と円換算額》に規定する「売買目的外有価証券のそのデリバティブ取引等を行った時における価額」及び「期末時又は決済時における価額」は、売買目的外有価証券（法第61条の3第1項第2号《売買目的外有価証券の期末評価額》に規定する売買目的外有価証券をいう。以下2-3-61において同じ。）について時価法（同項第1号に規定する時価法をいう。）により評価した金額とする。
- (2) 法人が、有効性割合（令第121条の8《時価ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合》に規定する割合をいう。）がおおむね100分の80から100分の125までとなっていない場合において、次回以降の有効性判定（令第121条の7第1項《時価ヘッジ処理におけるヘッジの有効性判定》に規定する有効性判定をいう。）を行わないこととし、かつ、洗替処

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
<p>理（令第121条の11《時価ヘッジ処理における時価評価差額の翌事業年度における処理等》の規定による処理をいう。）を行わないこととしているときは、継続適用を条件としてこれを認める。</p> <p>(3) <u>2-3-46から2-3-50まで、2-3-52、2-3-57及び2-3-59</u> ((1)ホを除く。)は、時価ヘッジ処理の取扱いについて準用する。</p>	

五 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>第4節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>(賦払の方法)</p> <p><u>2-4-1</u></p> <p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p><u>2-4-2</u></p> <p>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</p> <p><u>2-4-3</u></p> <p>(手数料の原価の額への加算)</p> <p><u>2-4-4</u></p> <p>(延払基準の計算単位)</p> <p><u>2-4-5</u>以下<u>2-4-11</u>まで.....</p>	<p>第3節 収益及び費用の帰属時期の特例</p> <p>(賦払の方法)</p> <p><u>2-3-1</u></p> <p>(延払基準の適用がある資産の譲渡)</p> <p><u>2-3-2</u></p> <p>(延払損益の計算の基礎となる手数料の範囲)</p> <p><u>2-3-3</u></p> <p>(手数料の原価の額への加算)</p> <p><u>2-3-4</u></p> <p>(延払基準の計算単位)</p> <p><u>2-3-5</u>以下<u>2-3-11</u>まで.....</p>